

所得税確定申告用書類送付のご案内 〔個人用〕

確定申告で添付資料としてお使いいただく支払調書と、参考資料と致しまして必要経費の明細をお送りいたします。以下の記入例をご参考のうえ、申告を行っていただきますようお願い申し上げます。なお、所得金額(給与所得及び退職所得以外の所得金額)の合計が20万円を超える方は、所得税法第120条および第121条に基づき必ず申告を行う必要があります。

下記の記入例は一例であり、申告の内容によっては使用する申告書が異なる場合もございます。

申告内容につきましては、個人の状況により異なりますので、弊社ではご回答できません。また収支の状況によっては還付される場合もございます。詳しくは管轄の税務署や税理士にご相談ください。

記入例

※「所得税申告資料」下部を抜粋したものです。

所得金額の計算(雑)

(i) 収入金額 ① 500,000 (円)	(iv) 源泉徴収税額 ③ 102,100 (円)
(ii) 必要経費 200,000 (円)	◎「一般会費」、「人会金」、「終了損益」 ◎利益分配金が年間5万円を超える 定に従い、税務署へ支払報告書 ◎確定申告の参考資料としてご利用
(iii) 所得金額 (i - ii) ② 300,000 (円)	

- ◎「一般会費」、「入会金」、「終了損失」は必要経費となります。
- ◎利益分配金が年間5万円を超える場合は、所得税法第225条第一項の規定に従い、支払調整書が提出されます。
- ◎確定申告の参考資料としてご利用ください。

注意

- (i) 収入金額…支払調書の支払金額。毎月お送りしている「出資と分配」に記載されている利益分配額を、一年間合計した数字となります。毎月お支払いする分配金は出資返戻金と利益分配額を合わせた金額となりますので、受取分配総額と収入金額は必ずしも一致しません。
 - (ii) 必要経費…「一般会費」、「入会金」、「終了損失」の合計額となります。維持費は追加出資金にあたるため、費用とはなりません。
 - (iii) 所得金額…(i) 収入金額-(ii) 必要経費の額です。収入金額<必要経費の場合には0で表示しております。
他所の雑所得と損益通算される場合は、お手数ではございますがお客様ご自身で計算をお願いいたします。
 - (iv) 源泉徴収税額…支払調書の源泉徴収税額

- 支払調書は上記収入金額が令和4年中に発生した方へのみ送付しております。

- 支払調書は利益分配額が発生した月(支払確定日)のみ記載があります。

- 令和4年の分配時にお預かりしました年次分配対象金額（JRA・地方競馬源泉税、クラブ法人源泉税）につきましては、令和5年4月（予定）に分配手続きを行うため令和5年分の所得税の対象となります。